

アンチダンピング提訴について(89・7・14 東京分館)

佐古田 正昭(昭16理甲)

今日お話ししようと思えますのは、昨年(88)の十月に韓国産のニットに対してアンチダンピング提訴を繊維の業界が実行したことです。これが新聞にも随分出ましたが学者、評論家からは徹底的に叩かれまして、日本の様な貿易でしか食えない国がダンピング提訴で輸入制限をするとは何んだという非難を随分受けました。それでその経過をこれからご説明してご理解を頂きたいと思えます。

まず初めにNIEESの繊維工業化の進展のデータを二、三出してありますが、(資料1)どの品種でも、どの産業でもNIEESがどんどん日本に追い付け、追い越せをやっている訳で、繊維についてもご多分にもれずその状態になっております。一ページ目に例として合成繊維を挙げておりますが、現在ナイロン・ポリエステル云々の生産量で本年一九八九年の推定の数字が一番右の端に出ております。ナイロンフィラメントの日本が三二八と書いてありますのは三十二万八千

トンの年産という意味です。三十二万八千トンという事は全世界の三百八十万トンに比べて八・六％です。これは韓国台湾合計では韓国台湾が多いですけど一国では日本の方が上です。

しかしポリエステルフィラメントにしても、ポリエステルテープにしても日本よりも韓国、台湾特に台湾は圧倒的に大きな生産量を持っております。これもこの数年間にこんなに増えた訳でして、この様にNIEESが進展してきたという事です。

次に発展段階と繊維貿易について長期的な視野で20年程拾ってみますと、(資料2-1)の一番左上にTと書いてあるのはテキスタイルいわゆる織物の事です。編物も入ります。Aと書いてあるのはアパレルという二次製品衣服の事です。一番下から両方赤字、その次は織物の方は黒字で衣服の方は赤字と段々上に行く程両方とも黒字になる訳ですが、先進国は日本をはじめ全部軒並イタリーを除きまして赤字の方へ移っております。この20年間に日本でもアメリカでもフランスでもドイツでもどんどん貿易が赤字になってまいりまして、現在では織物の方も衣料の方も赤字になっております。その次の(資料2-2)アジアの発展途上国が書いてありますが、これは逆に織物、衣料が赤字であったものが黒字になりまして、織物の方も衣料の方も全部黒字で、インド・パキスタン・韓国・中国・台湾など全部黒字になっております。

次に繊維の我が国の貿易に占めるウエイトがありますが、(資料4-1)繊維は段々と過去の産業になりまして現在では輸出の方では88年では二・六％しか貿易金額で貢献していない。かつて

五〇%の外貨獲得高のシェアがあったのが現在では二・六%しか貿易では国に貢献しておりません。輸入額では七・四%程度の金額シェアになっております。繊維貿易はかつては日本の経済を支えたのですが、現在では厄介者になっておりまして、金額バランスは87年からは大幅な赤字になっております。87年度三四億ドル、88年度で七〇億ドル、昨日89年の速報が発表されましたが、八三億ドル程度の赤字になると思います。そういう風に日本の繊維はNIESに追い越されそうになってきました。一つの問題は繊維の輸入がふえ、特に衣料品の輸入がどんどん増えてまいりますと、日本の繊維産業は非常に零細な企業が多いものですから、それが色々と国内で摩擦を起します。

例えばセーター類の輸入急増は零細ニット業者を圧迫しております。(資料3)グラフがならんでおりますが、去年88年の数字を見て頂きますと、セーターが全世界から一億一千万枚入りしました。一億万枚というと日本人が一人セーター一着買う訳です。その内韓国からは六千三〇〇万枚で五五%を占めます。セーターというのはゴルフなどに着るスポーツシャツとは別でございまして、セーターというのはベストとカーデガンをさします。余談ですがゴルフのスポーツシャツとセーターをどこで区別するかと言うと二か所ありまして、セーターは裾がしぼってある事とウエストの下にポケットがあるという事です。スポーツシャツの方が輸入量が大きいのですが、日本もたくさん作っているから国内産業にトラブルを起こしておりません。セーターは一億万枚、

シャツの方も一億五千枚程入っております。

ダンピング提訴したのはセーター類ですから、セーターにしぼって表を出しておりますが、増えかたは急激で年率二割、三割、四割とふえている。一人一枚ずつとし、赤ん坊や年寄は買わないので普通の人は大体二枚ずつ買うという勘定で、それが輸入の量ですから国内生産を強く圧迫しております。輸入浸透率という言い方を私達はするのですが、(資料4-2)これは国内の消費の中で輸入品が何割占めているかという数字です。全世界から入った一億一千枚というのは国内需要の内約六六%を占めております。韓国だけで三六・六%を占めております。日本人が買うセーターの六六%が輸入物だという事です。これを私共は輸入浸透率といういい方をしております。ダンピングの話に入る訳ですが、繊維は他の物品とちがって独特の国際貿易条約がございます。(資料4-3)通商貿易問題ではガットがありますが繊維だけはアメリカが音頭をとりまして、ガットの例外事項として、マルチナショナルファイバーアグリメント(M・F・A)、日本語で多国間繊維貿易協定という条約ができております。これはガットの例外として繊維については輸入制限をしてもいいということですが、色々条件があつて、こういう時にしかしてはいけないとなつておりますが、74年の一月から実施されて四年か、五年ごとに延長され、現在は第四次で91年7月までになっております。こういう基本的な条約があつて、それに基づいて日本とアメリカあるいはE・Cと中国とか二国間で数量規制がおこなわれております。日本の場合は貿易立国で

日本の物を買って貰わないといけませんので、なるべく輸入制限はやらない様にしようという考
え方です。先進国の中でMFAを発動して輸入数量を規制していないのはスイスと日本で、後の
先進国は輸入で国内市場が乱れるのを怖れて全部数量規制をしております。

ところがNIE Sなり発展途上国が繊維を工業化してまいりまして、ウルグアイラウンドで、
MFAをやめてガットの通商拡大精神に戻るべきだと非常に強く主張しております。アメリカと
ECはこれに対して頭から反対しませんでした。が本音は反対です。これが現在問題になっており
ます。

ここで一度ガットの事を振り返りたいのですが、これは貿易を拡大する条約ですから数量制限
をしてはいけないという事が、原則として書いてある訳ですが、ただこういう場合にはいいとい
う事があります。(資料4-4)

一つはダンピングをして正常価格より低い価格で輸出して輸入国の産業に被害を与えた場合に
は、ダンピング関税をかけることができる。その次の相殺関税というのは政府がある産業に補助
金を与えてそれによって輸出するという政府の補助に対して、それを相殺するような税をかけて
もいという、ダンピング防止令及び相殺関税というのが一項目あります。それから第19条には
緊急措置というのがあります。輸入で国内の生産者が非常に重大な損害を受けた時には、関税を
引き上げる様な緊急措置を取ってもいいという規定があるのですが、この第19条はあらゆる国に

対して均一な措置でなければならぬ。だから韓国のセーターに対してだけ措置をとってはいけ
ないことになっております。全ての国に同じ措置を取らなくてはならない。それからそういう措
置をとった場合、等価値相当他の項目で関税を引き下げなくてはならないという規定がありま
す。一般論で言いますと関税を引き上げて数量を制限する、これを特定の国にしてはいけな
い。全部の国に均等にしないではいけなと言いうことです。その上金額的にそれに見合う分、他の品
目の関税を引き下げなければならぬ。この例が日本では同和問題の関連で政府が第19条を使っ
て革製品の関税を引き上げたことがあります。そのかわり繊維とか色々なものが金額に見合う分
関税を引き下げさせられた訳です。繊維も随分関税を引き下げました。金額に見合う様に引き下
げなくてはならない。それが第19条なのです。

ただしダンピングに対抗する場合や、政府の補助に対して相殺する様な関税はかまいませんと
いう条項が第6条にあります。それでこれを受けまして日本の関税率法に不当販売に対して関
税をかけてもいいというのが第8条にあるのです。これを使って韓国産ニットに対してダンピン
グの提訴をしたのですが、日本においては従来からダンピング提訴などはしてはいけないう
基本的なムードがあつたものですから、法律の条文はある事はあるのですが、こまかい手続の書
式も解釈もきまっていない、という事で非常に分かりにくいものでした。61年に関税率審議会で
手続の方法、その他条項が決まって提訴が出来る体制になりました。最後のページに日本が過去

ダンピング提訴した例が三つあがっております。(資料4-5)綿糸・フェロシリコンですが、しかしダンピング提訴を業界がしましたけれども日本の基本的な通商拡大の考え方から大蔵省が、これに対してサンプルが足りないとか、あの資料を持って来い、これを説明せよという事で、話は聞いてくれるのですが正式に受理をしない訳です。色々な事をいって、一年も一年半もたちますと情勢が変って、もうそろそろ取り下げたらどうだというのが過去の例でした。それに対して、関税審議会が第9条について、申請があれば受理をしなくてはいけない。受理をすれば二ヶ月以内に正式の調査に入るか、入らないか決めなくてはいけない。六ヶ月以内には暫定関税を決めなくてはいけないとか、色々と明確に規定をガイドラインの形で発表しました。それを受けた形で5番目にありますダンピング提訴を10月の21日に致しました。

ダンピング提訴をしました所、国際問題になりました、韓国との間で激しいやりとりがあつて、色々と政府間でも問題になりました。今度は前の様に大蔵省が提訴をとり下げたらどうかという事に対して頑として頑張り通しました。本来ならば10月21日ですから12月21日までに、大蔵省は正式な調査に入るかどうかを決定しなくてはいけない訳ですけれども、資料が足りないとかいう一流の理由をつけて一日延ばしに延ばしておりました。それに対してとうとう大蔵省が態度を決めなくてはならないという事になり、韓国と日本の政府間で話合いの結果、最後に一度業界で話し合ってみようという事になりました、一月の末から二月の初めまで五日間マラソン業界会談を

やりました。突然な話であったものですから会場探しに東京中のホテルを転々といたしまして毎日連続五日間やりました。韓国側はダンピングの判定を受ける事は韓国の民族性からして我慢出来ない、それならば数量を韓国側で自主規制するという事になりました。2月の2日に韓国業界ならびに韓国政府が韓国は日本向セーターの輸出を自主規制するという事を発表しました。それで日本側業界は3月に入ってダンピング提訴をとり下げたというのが実体でございます。韓国側が発表した自主規制は日本向セーターを今年から3年間、八十八年実績の年一%アップに規制する。日本の大蔵省の通関統計に基づいて、韓国側で数量をおさえるという内容でございます。従来日本は色々な産業でアメリカ・ヨーロッパからダンピング提訴を受けております。鉄鋼でも弱電でもI・Cでもアメリカがダンピング提訴をするとそれを背景に日本側が、数量規制をするというのが従来のパターンであったのですが、それが丁度逆手で日本がダンピング提訴をして、それを受けた型で韓国側が自主規制をするという日本が辿ってきた道を韓国側がとった事になったのです。

この結果に対して日本の評論家あるいは他の産業や、韓国側の繊維業界からはいまだに徹底的に悪口を言われております。そういう事で南北問題が解決するつもりかと、日本は輸出をしなくては食ってはいけなくせに制限をするとはなんだという事は今でも事あるごとに悪例として批評されております。しかし繊維の業界は現在地盤が急降下致しまして出荷金額は全日本の約四%

資料 I NIES 繊維工業化の進展

主要国・地域の合織品種別生産設備推移

(千トン/年)

品種	国・地域	1985	1986	1987	1988	1989 (推)	
ナイロン F	韓国	149	151	162	173	173	
	台湾	162	197	196	208	208	
	アジア	47	47	49	49	49	
	中国	73	84	90	90	110	
	米国	847	815	836	836	898	
	欧本	630	641	662	662	680	
	世界計	326	330	328	328	328	
	世界計	3,492	3,439	3,572	3,618	3,802	
	ポリエステル F	韓国	236	297	362	380	409
		台湾	489	613	613	644	800
アジア		135	142	142	142	180	
中国		99	146	201	201	237	
米国		667	645	601	601	610	
欧本		513	555	584	585	604	
世界計		435	455	460	460	460	
世界計		3,153	3,673	3,816	3,867	4,339	
ポリエステル S		韓国	202	267	320	340	400
		台湾	504	572	622	622	840
	アジア	214	222	223	224	250	
	中国	300	548	563	563	654	
	米国	1,265	1,130	1,154	1,154	1,187	
	欧本	599	600	609	609	588	
	世界計	356	381	383	383	383	
	世界計	4,835	5,074	5,139	5,183	5,602	
	アクリル S	韓国	168	169	197	197	197
		台湾	133	142	143	143	167
アジア		0	0	0	0	0	
中国		99	99	117	117	161	
米国		286	289	289	289	291	
欧本		1,030	1,021	1,064	1,064	1,064	
世界計		417	435	438	438	438	
世界計		2,772	2,831	2,909	2,900	3,092	

資料 2 繊維産業の発展段階と繊維貿易

(1)先進工業国

計	T	A	1965	1970	1975	1980	1985	1986
黒字	黒字	黒字	イタリヤ 日本	イタリヤ 日本	イタリヤ	イタリヤ	イタリヤ	イタリヤ
	赤字	赤字		フランス	米 国 日本	日 本	日 本	
赤字	赤字	赤字	米 国 フランス 英 国	西ドイツ 英 国	フランス			
	赤字	赤字	西ドイツ	米 国	西ドイツ 英 国	米 国 西ドイツ フランス 英 国	米 国 西ドイツ フランス 英 国	米 国 西ドイツ フランス 英 国

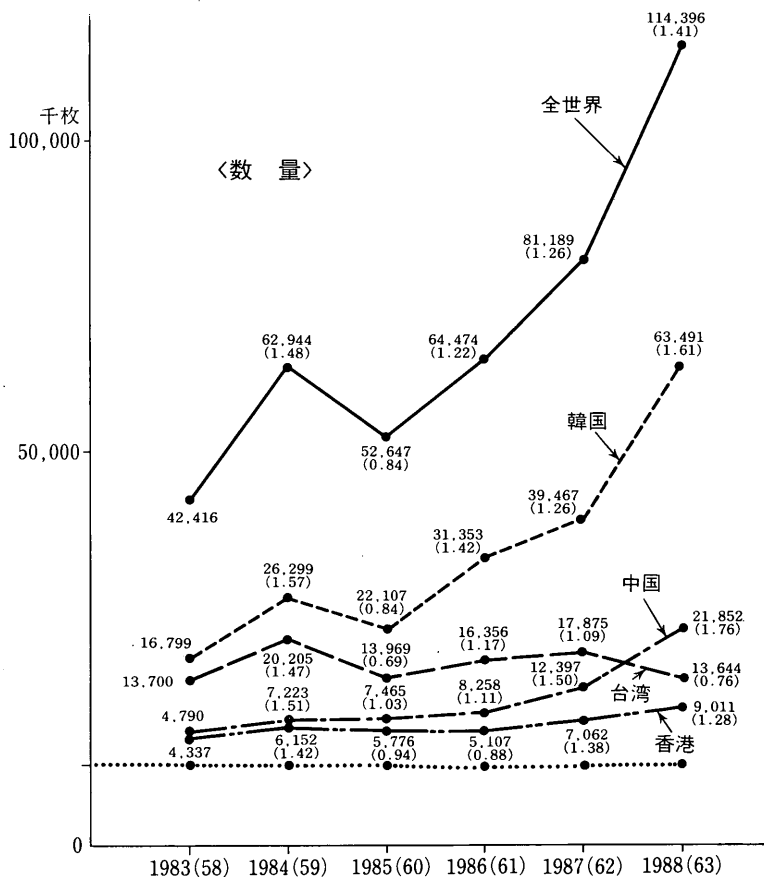
(注) T：テキスタイル, A：アパレル
 (資料) 国連貿易年鑑ほか

(2)アジアの発展途上国

計	A	T	1965	1970	1975	1980	1985	1986
黒	黒字	黒字	インド マキスタ 中国	インド マキスタ 中国	インド マキスタ 中国	インド マキスタ 中国	インド マキスタ 中国	インド マキスタ 中国
	赤字	赤字	香港 韓国 台湾	香港 韓国 台湾	香港	香港 マカオ タイ	香港 マカオ タイ	香港 マカオ タイ
赤	赤字	赤字			タイ インドネシア マカオ マレーシア スリランカ	タイ インドネシア マカオ マレーシア スリランカ	タイ インドネシア マカオ マレーシア スリランカ	タイ インドネシア マカオ マレーシア スリランカ
	黒字	黒字			シンガポール マカオ マレーシア スリランカ	シンガポール マカオ マレーシア スリランカ	シンガポール マカオ マレーシア スリランカ	シンガポール

(注) シンガポールは輸出統計の把握が過少になっているため、赤字となっている。
 (原出所) アジア繊維貿易会議資料 (62. 11. 16~17. シンガポール)

資料3 セーター類の輸入急増

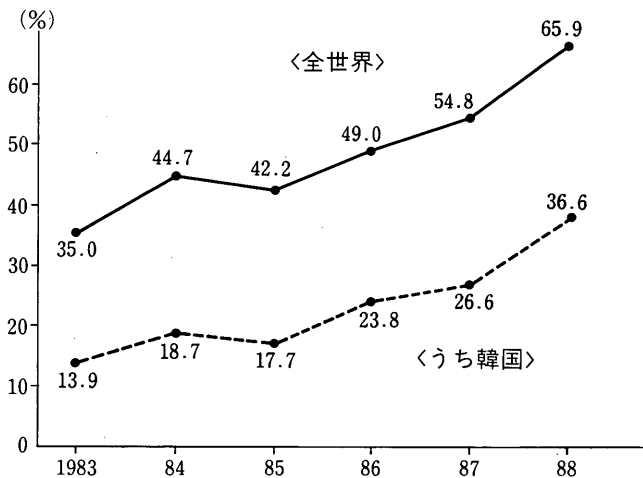


資料 4

1. 繊維のわが国貿易に占めるウェイト 繊維品\$ / 全商品\$ %

	Ex %	Im %	balance 億%
1948 (S 23)	53.3	—	—
55 (S 30)	36.6	24.8	1.2
65 (S 40)	18.4	11.9	6.1
75 (S 50)	6.6	4.9	8.8
85 (S 60)	3.6	4.7	2.2
86 (S 61)	3.3	5.5	0.1
87 (S 62)	3.0	6.9	△34.0
88 (S 63)	2.6	7.4	△70.3

2. セーター類の輸入浸透率



3. 繊維多国間協定

Multinational Fibre Agreement (MFA) 繊維の輸入急増による国内産業の被害を防止するために、GATTの例外規定として1974年1月より実施されている条約で、逐次延長され現在第4次(1991年8月まで)に及んでいる。

これに基づいて2国間で数量規制が行われている。先進国の中でMFAによる数量規制をしていないのはスイスと日本の2国のみである。

先年のウルグアイラウンドにおいてLDCはMFAの段階的解消(GATT戻り)を強く主張した。米国、ECはこれに対し消極的であった。

4. 不正貿易に対する対抗措置

○GATT (関税及び貿易に関する一般協定)

第6条 ダンピング防止税及び相殺関税

正常価格より低い価格で輸出して、輸入国の産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれのある場合は、ダンピング防止税をかけることができる。

第19条 輸入に対する緊急措置

生産者に重大な損害を与え又はそのおそれのある場合に特定製品について緊急措置(関税率引上げ等)をとることが出来る、ただし

1. あらゆる国に対して均一な措置でなければならない。
2. 等価置の譲許措置(他項目の関税引下げ等)をとらなければならない。

○日本関税定率法

第8条 相殺関税

第9条 不当廉売関税

これらの条項では具体的な手続き、用語の解釈等不明確であったため、昭和61年手続きのガイドラインが公示された。

○日本のダンピング提訴実例

1982年	対パキスタン	綿糸
1982年	対韓国	綿糸
1984年	対仏、ノルウェー	フェロシリコン

5. 韓国産セーターに対するダンピング提訴

昭和63年1月	日本繊維産業連盟総会にて提訴決議
5月	ニット工連総会において提訴決議
10月	ニット工連韓国産セーターに対しダンピング提訴
平成元年2月	韓国業界対日向輸出の自主規制発表、韓国政府自主規制の実行を保証
3月	ダンピング提訴取下げ

<自主規制の内容>

1. 対象 韓国産セーター
2. 期間 1989. 90. 91の3ヶ年
3. 基準 数量 1988年1~12月実績
4. 伸び率 年1%
5. 数量の確認 日本の大蔵省通関統計による

です。それで貿易の貢献度がそこにありますけれど三%〜四%ぐらいです。ただ雇用の割合は一%でいかに労働集約的かという事が分かります。繊維の零細業者は不況になりますと雇用問題をおこします。繊維の場合は他の産業も同じかもしれませんが、産地というものを形成しまして地域経済で例えば北陸の長繊維産地とか浜松のニット産地とか、あるいは大阪の泉南のニット産地とかという様に産地を作っております。そこで輸入が入って来ますと仕事が減る。失業者が出る。その産地の企業も困るけれども地方自治体も出荷がなければ税金も入らないし、雇用もかかえられないことになる。この繊維の輸入に対して、もちろん大手企業も困っていますけれど、繊維産地をかかえる地方自治体が非常な不況におちいりまして、こういうダンピング提訴に対して一番応援してくれるのは地方自治体です。

中央政府は苦い顔をしています。我々繊維業界としてはダンピングの安値輸入の量がふえる事に対しては、今後ともどんなに恨まれても憎まれてもダンピング提訴はせざるを得ないという判断をしております。笑い話的になりますが、去年、おとし特に大阪地方で韓国から飛行機が到着しますと、おばあちゃん所謂、担ぎ屋という人が大きなビニールの袋に大体二〇〇着ぐらい一人で担いでくる。担いでくるとすぐ井池へ行つてそれを引き取ってもらう。我々は担ぎ屋と呼んでいます。韓国側ではふろしき屋と呼んでいました。この量が一年間に二〇〇万着程度です。六五〇万着韓国から入る内の二〇〇万着はそれで入ってくる訳です。正規のルートのほかにそう

いふのがあるのです。

日本は先進国への道を進み、南北問題で発展途上国から物を買わなければいけないという事は十分に分かりますけれども、それが毎年三割、四割の増加率であったり、又ダンピングで人件費の安いのを利用して大量に入ってきますと、産業全体が非常に苦しみますので、正規の貿易であり、それが年率で数%程度に伸びる事はいいけれども、ダンピングとかあるいは年率三割、四割の伸びという事になると国内に非常に大きい摩擦をおこす事になり、そういう場合には繊維についてダンピング提訴をせざるを得ないというのが私共の業界の考えでございます。この中には他の業界の方も色々おられるかもしれませんが、繊維業界のダンピング提訴というのは、そういう状態であるという事をご理解頂きたいという訳です。

(元 日本化学繊維協会理事)